

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
 名古屋市食品国民健康保険組合
 名古屋市中区栄四丁目 14番 21号
 愛旅連ビル4階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

令和六年度 定時社員総会開催

公益社団法人名古屋市食品衛生協会の令和6年度定時社員総会が6月18日(火)、午後2時から名古屋カールデンパレスにおいて、多数の関係者の出席のもと開催されました。

総会は三浦邦雄副会長の開会の辞、舟橋左門会長の挨拶に続いて、名古屋市長河村たかし様、顧問の愛知県議会議員寺西睦様からご祝辞を頂き、保健所長(健康福祉局医務担当局長)小嶋雅代様はじめご来賓の皆様がご紹介されました。

その後、定款の定めにより舟橋会長が議長となり議事の審議に入りました。提出議案は、第1号議案「令和5年度事業報告」、第2号議案「令和5年度計算書



舟橋会長挨拶



河村市長祝辞

類(正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、貸借対照表、財産目録及び附属明細書)の承認」、第3号議案「役員任期満了に伴う改選(案)、第4号議案「役員報酬並びに費用に関する規程の改正」の4議案で、いずれの議案も満場一致で原案通り承認されました。また、報告事項は2つあり、1つは「令和6年度事業計画」について、もう1つは「令和6年度収支予算」についてでした。

第1号議案「令和5年度事業報告」

1 食品衛生思想の普及啓発事業

(1) 食品衛生月間に各区食品衛生協会等と連携し、食品衛生パレード、消費者懇談会等を実施した。

(2) 9月14日、名古屋市公館において、消費者代表(市地域女性団体連絡協議会)、行政(市保健所・保健センター等)、事業者代表(当協会)による消費者懇談会を名古屋市と共催した。

(3) 東海北陸7県1市食品衛生協会によるプロック協議会の本年度の担当となり、7月3日、4日にホテルメルパルクNAGOYA

Aで日本食品衛生協会東海北陸プロック大会、プロック協議会等を開催した。

(4) 「ノロウイルス食中毒予防強化月間(11月1日~2月29日)」に、「名古屋市が実施したキャンペーン」に協賛し、各区食品衛生協会が保健センターと連携して、リーフレットや啓発グッズ(標語入りウエツトティッシュ)を活用した啓発活動等を行った。

(5) 食品衛生大会・表彰式は、11月15日、名古屋カールデンパレスで開催

2 食品衛生責任者養成事業

名古屋市食品衛生責任者取扱要綱に基づき、名古屋市の委託により集合型、eラーニングによる食品衛生責任者講習会を開催した。

・集合型の受講者数
 4, 278名
 ・eラーニング受講者数
 1, 967名

3 食品衛生指導員による自主衛生管理の指導・助言事業

(1) 日本食品衛生協会の重点指導目標「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」とし、リーフレット、簡易検査等を活用した巡回指導を行った。

(2) 当協会が担当となった日本食品衛生協会東海北陸プロック大会、プロック支部長会議、食品衛生指導員部長・事務局長合同会議等を開催した。

(3) 日本食品衛生協会の「食の安心・安全・五つ星事業」の普及に取り組んだ。

(4) 食品衛生指導員全国大会(10月18日・ニッショールホール(東京))に参加した。大会において、名東区の食品衛生指導員世古剛氏が体験発表を行った。

(5) 食品衛生指導員77名を再委嘱した。また、食品衛生指導員養成講習会を開催し、新規に33名を委嘱した。(食品衛生指導員数は224名)

(6) 食品衛生指導員に食品衛生手帳を配布した。
 (7) 手洗いチェッカー、ルミテスター等の貸出を行った。
 4 食品衛生の向上に関する顕彰事業
 (1) 11月15日、名古屋カールデンパレスにて開催の食品衛生表彰式で、優良施設、優良従業員及び食品衛生功労者の表彰を行った。名古屋市長表彰

8 施設、22名
名古屋食品衛生協会会長
表彰

11 施設、42名
(2) 食品衛生全国大会
(10月18日、19日(東京))
で表彰を受けた。
厚生労働大臣表彰

1 施設、3名
日本食品衛生協会会長表彰
2 施設、5名
日本食品衛生協会理事長表彰

1名
厚生労働省医薬・生活衛生
局長表彰

2名
5 食品衛生に関する情報
の提供事業

(1) 名古屋市の発令した
食中毒警報(第1号・7
月3日、第2号・7月18日、
第3号・7月26日、第4
号・8月28日)、ノロウイ
ルス食中毒注意報(12月21
日・3月31日)、ノロウイ
ルス食中毒警報(2月6日
・2月13日)を伝達した。

(2) 「名古屋食品界」
(6回発行)、ホームペー
ジ、リーフレットの配布に
よる食品衛生情報の提供に
努めた。

6 食品衛生の向上に関す
る講習会・相談窓口等の事
業
(1) 「HACCP講習
会」を名古屋市獣医師会館
で開催した。

11月29日 参加者7名
(2) 食の安全・安心自
主管理講習会」を名古屋市

獣医師会館で開催した。
2月27日の参加者37名、2
月28日の参加者40名

(3) 「食品衛生相談窓
口」を「HACCP講習
会」(会場:名古屋獣医
師会館)終了後、同会場で
開設した。

(4) 食品衛生指導員養
成講習会を名古屋市獣医
師会館で開催した。
2月29日の参加者33名

7 その他の事業
(1) 講習会会場等で営
業賠償共済のチラシを配布
するなど食品営業賠償共済
「あんしんフード君」等へ
の加入を勧奨した。

(2) 食品衛生責任者用
設置プレートを販売した。
(3) 支部・区協会の維
持・運営の支援、啓発活
動・食品衛生指導員活動等
事業の活性化等への支援を
行った。

第43回理事会

令和6年度定時社員総会
の議案審議終了後、同ホテ
ル「錦の間」で開催された
新理事による第43回理事
会において、新会長に舟橋
左門氏(留任)、副会長に三
浦邦雄氏(留任)、安藤栄
治氏(留任)、久野雄一氏
(留任)、専務理事に成田
英勝氏(新任)が選任され
た後、総会会場に戻り、舟
橋新会長から挨拶があり総
会は終了しました。

新役員名簿

会 長	舟橋 左門
副会長	三浦 邦雄
専務理事	成田 英勝
常務理事	伊与田 文郎
理 事	久野 雄一
	安藤 栄治
	小林 充則
	伊与田 文郎
	小田 隆元
	中西 卓男
	加藤 卓男
	日比野 宏紀
	小澤 堅二
	太田 富久
	平出 眞
	都築 憲幸
	小貝 清明
	鈴木 雅喜
	濱田 康喜
	杉山 博康
	佐山 義則
	林 三芳
	水野 泰孝
	丹羽 昭
	山田 克哉
	新谷 真弘
	伊藤 光義
	立松 伸之
	安藤 英弘
	加藤 功
	平松 金信
	漆島 八重子
	石原 完治
	山盛 幸夫
	世古 剛
	藤村 和優
	石原 範
	山田 修三
	田邊 悦朗
	柴田 恒憲
	浅岡 哲也
監 事	

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	3,201,000	3,074,000	127,000
事 業 収 益	34,628,607	27,409,410	7,219,197
受 取 補 助 金 等	13,420,393	9,973,517	3,446,876
名 古 屋 市 委 託 金	11,795,250	18,008,380	△ 6,213,130
受 取 寄 付 金	0	0	0
雑 収 入	30,553	68,468	△ 37,915
経常収益計	63,075,803	58,533,775	4,542,028
(2) 経常費用			
管 理 費	4,664,003	3,630,698	1,033,305
事 業 費	51,987,022	48,571,434	3,415,588
経常費用計	56,651,025	52,202,132	4,448,893
当期経常増減額	6,424,778	6,331,643	93,135
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	6,424,778	6,331,643	93,135
一般正味財産期首残高	34,244,173	27,912,530	6,331,643
一般正味財産期末残高	40,668,951	34,244,173	6,424,778
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
III 正味財産期末残高	40,668,951	34,244,173	6,424,778

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	31,229,502	25,059,988	6,169,514
未収金	732,676	0	732,676
流動資産合計	31,962,178	25,059,988	6,902,190
2 固定資産			
基本財産			
基本財産積立	5,435,706	5,435,706	0
基本財産合計	5,435,706	5,435,706	0
特定資産			
退職給付積立	8,226,900	7,318,900	908,000
大会準備積立	1,320,514	1,320,514	0
調整準備積立	3,046,803	3,046,803	0
特定資産合計	12,594,217	11,686,217	908,000
その他固定資産			
ソフトウェア	456,985	573,662	△116,677
その他固定資産合計	456,985	573,662	△116,677
固定資産合計	18,486,908	17,695,585	791,323
資 産 合 計	50,449,086	42,755,573	7,693,513
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,433,182	1,192,500	240,682
預り金	120,053	0	120,053
流動負債合計	1,553,235	1,192,500	360,735
2 固定負債			
退職給付引当金	8,226,900	7,318,900	908,000
固定負債合計	8,226,900	7,318,900	908,000
負債合計	9,780,135	8,511,400	1,268,735
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
一般正味財産	40,668,951	34,244,173	6,424,778
(うち基本財産への充当額)	5,435,706	5,435,706	0
(うち特定資産への充当額)	4,367,317	4,367,317	0
正味財産合計	40,668,951	34,244,173	6,424,778
負債及び正味財産合計	50,449,086	42,755,573	7,693,513

名古屋市からのお知らせ

食中毒を防ぎましょう

1 全国・名古屋市の食中毒発生状況

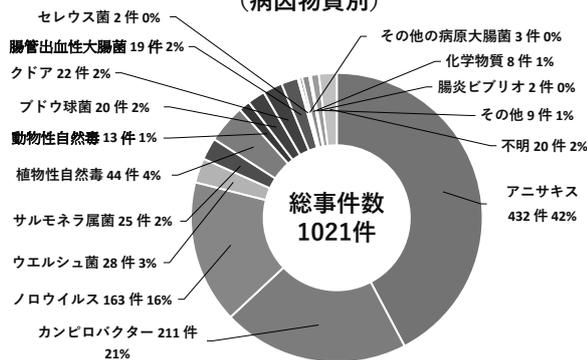
令和5年の全国及び名古屋市の食中毒発生状況についてお知らせします（グラフ及び表のとおり）。全国で発生した食中毒の病因物質別事件数の上位はアニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスで、これらの食中毒防止対策を進めていくことが特に重要です。

令和5年名古屋市食中毒発生状況

病因物質	件数	患者数
カンピロバクター	6	34
ノロウイルス	5	205
アニサキス	3	3
その他	5	52
計	19	294

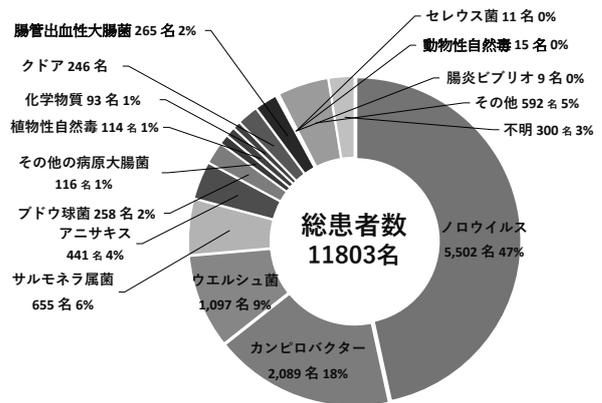
令和5年全国食中毒事件数

(病因物質別)



令和5年全国食中毒患者数

(病因物質別)

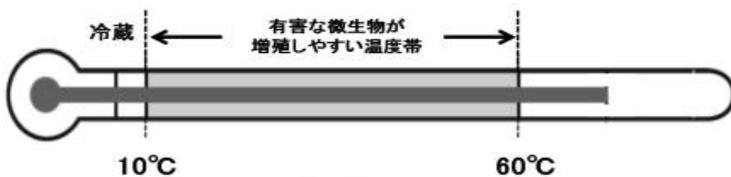


2 夏場の食中毒予防について

気温が高くなり細菌が増えやすくなる気象条件になると、細菌性の食中毒が起こりやすくなります。例えば、黄色ブドウ球菌やウエルシュ菌などは、食材や調理後の食品の温度管理が不十分だと食品中で増殖し、毒素を産生して食中毒を引き起こします。食材は保存方法を守って保管し、調理後の食品はすみやかに提供しましょう。また、調理後に保存する場合は常温で放置せず冷蔵保存し、再加熱する際は、十分に加熱しましょう。

一般的に、細菌は10℃～60℃の温度帯で増殖しやすくなります。この温度帯に留意し、冷やす場合には短時間で通過させるようにしましょう。

<危険温度帯について>



公益社団法人日本食品衛生協会 小規模な飲食店事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 より

3 食中毒警報について

食中毒警報は、例年7月～9月において細菌性の食中毒が起こりやすい気象条件が発生した場合などに、市民の皆様や食品関係事業者の方々に対して、食品の取扱いや衛生管理への注意を促すために発令します。食中毒警報が発令されたら、次の点に特に注意して、食中毒の発生を防止しましょう。

- ◇調理後は長時間放置せず、すぐに提供しましょう。
- ◇調理の前には石けん等でよく手を洗いましょう。
- ◇冷蔵庫の温度は10℃以下になるよう気をつけましょう。
- ◇冷蔵庫に食品を詰め過ぎないようにしましょう。
- ◇新鮮な材料を使用するようにしましょう。
- ◇食器、マナ板、包丁、ふきん等は十分に洗浄、消毒しましょう。
- ◇調理場は常に清潔に保ちハエ、ゴキブリ、ねずみ等の駆除に努めましょう。

「くるみ」の食物アレルギー表示が義務化されました

「くるみ」によるアレルギー症例数の増加等をふまえ、令和5年3月9日に食品表示基準が改正され、アレルギー表示が義務付けられた品目（特定原材料）に「くるみ」が追加されました。

【特定原材料】



○経過措置期間について

令和7年3月31日までに製造、加工又は輸入されるもの（業務用食品は販売されるもの）は従前の表示をすることができますが、健康被害防止の観点から、可能な限り速やかに表示ラベルの切替えを行いましょ

◎「マカダミアナッツ」が特定原材料に準ずるものに追加されました

◎「まつたけ」が特定原材料に準ずるものから削除されました

令和6年3月28日にアレルギー表示を推奨する品目（特定原材料に準ずるもの）に「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除されました。アレルギーの対象品目は、定期的な実態調査における症例数や重症度をふまえ、適宜見直しが行われています。

私たちは名古屋市食品衛生協会の事業に協賛しています	(株)名古屋衛生細菌技術センター (051)731-1501	三井住友海上火災保険(株) 中部本部 (051)203-1906	(株)名古屋衛生細菌技術センター (051)731-1501	新日本法規出版(株) (051)211-5777	三信印刷(株) (051)409-0696	サラヤ(株) (051)321-8655	(株)向文堂 (051)365-5266	(株)アルボース名古屋支店 (051)533-8008	(一社)愛知県薬剤師会 (051)683-1131	(公益社団法人) 名古屋市食品衛生協会 賛助会員の皆様
---------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------------	------------------------------	-----------------------------------

厚生労働省認可共済 **あんしんフード君** (総合食品賠償共済)

さらに補償が拡大!!

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

オールインワンで安心補償!

生産物賠償リスク ●食中毒 ●異物混入等	施設リスク ●従業員の過失 ●施設の欠陥等	漏水リスク ●店舗内の漏水で階下の施設を汚損	受託物リスク ●お預かり品にかかわる損害	携帯品リスク ●店舗内で食事中に盗難
----------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------

納得の掛金でワンランク上の総合食品賠償共済誕生! **「スーパーあんしんフード君」**

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!! 「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

令和七年三月末までに 「特定健診」の受診を

40歳から74歳の方は、特定健康診査等（特定健診・特定保健指導）を、令和七年三月末までに、是非、受診してください。

● 特定健診を受けていただく方

↓ 健診対象者には、四月に、食品国保から受診券をお送りいたしました。

指定の特定健診実施機関に予約の上、「特定健康診査受診券」と「保険証（被保険者証）」を持って、受診してください。

⑨・特定健診と特定保健指導の費用は、全額食品国保が負担いたします。

● 特定健診を受けなくてよい方

↓ 人間ドック又は生活習慣病健診を受診された方・受診予定の方

人間ドック又は生活習慣病健診の検査項目には、特定健診の検査項目が含まれています。人間ドック又は生活習慣病健診を受診される方又は受診した方は、特

定健診を受けたことになり、ますので、特定健診を受ける必要はありません。

● 健診を受けるところ（健診実施機関）

次の①又は②の医療機関の中から選択して健診を受けてください。

↓ ①【別表】「個別契約医療機関名簿」に掲載されている医療機関

この「名簿」から、健診を受ける医療機関を選んで、直接電話で予約申込みしてください。

↓ ②食品国保が契約している最寄りの診療所など医療機関

県内のほとんどの医療機関（県内二四〇〇ほどの医療機関）と契約しています。あなたが健診を受けようとしている医療機関が、契約している医療機関かどうか、不明の場合は、食品国保（保健事業担当：電話〇五二（二六一）七六八一）にお問い合わせください。

【食品国保からのお願い】

- ★ この『受診券』の「特定健康診査受診上の注意事項」は、必ずお読みください。
- ★ 特定健康診査・生活習慣病健診・人間ドックから1つを選択し、実施している医療機関に直接申し込んで受診してください。
- ★ 食品国保の助成を受けられるのは年度中1回のみで、資格喪失後の受診はできません。
- ★ いずれの健診も受診時には、必ず『被保険者証』と『受診券』を医療機関窓口へ提出してください。

⑩・名食品国保ホームページ（「名食品国保」で検索）でも検索できます。

● 人間ドック（組合負担は1万6千円）と生活習慣

病健診（組合負担は1万800円）の医療機関は↓【別表】「個別契約医療機関名簿」の「健診種別」欄に「○」印のある医療機関で実施しています。

この「名簿」から、健診を受ける医療機関を選んで、直接電話で予約申込みしてください。

特定健康診査受診上の注意事項

1. 右記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。（特定健康診査受診結果等の送付に用います。）
2. 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用します。ご了承ください。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国及び県への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承ください。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返しください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

【個別契約機関】

- * ご案内文章裏面の【食品国保個別契約医療機関名簿】参照
- 【集合契約B機関】（特定健康診査のみ）
- * 愛知県（NPO健康情報処理センターあいち等）
- * 岐阜県・静岡県・三重県

修正住所記入欄
〒
新住所

特定健康診査受診券

令和6年度 令和6年5月29日 交付

受診券整理番号	01234567890		
被保険者証番号	010001-000		
氏名	特定 太郎		
性別	男	生年月日	昭和29年5月29日
有効期限	令和7年3月31日		

健診内容	実施形態	実施項目	窓口の自己負担		保険者負担上限額	
			負担額	負担割合		
特 定 健 診	基本項目	個別	○	0円	—	
		集団	○	0円	—	
	詳細項目※	貧血	個別	△	0円	—
			集団	△	0円	—
		心電図	個別	△	0円	—
			集団	△	0円	—
	眼底	個別	△	0円	—	
		集団	△	0円	—	
	クレアチニン	個別	△	0円	—	
		集団	△	0円	—	

※ △は、契約内容・実施条件に則して医師の判断により実施してください。

所在地	名古屋市中区栄四丁目14番21号		
電話番号	(052)261-7661		
番号	0	0	2 3 3 0 1 5
名称	名古屋市食品国民健康保険組合		

契約とりまとめ機関名	『個別契約』及び『集合契約B』注意事項欄参照
支払代行機関番号	92399021
支払代行機関名	愛知県国民健康保険団体連合会

〔別表〕

【個別契約医療機関名簿】

医療機関名	所在地	電話番号	《健診種別》		
			特定健診	生活習慣病 健診	人間ドック
東山内科 東山健康管理センター	名古屋市千種区 東山通5丁目103番地	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
星ヶ丘内科小児科 星ヶ丘予防接種センター	名古屋市千種区井上町113番地 星ヶ丘中央ビル3階	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	/	/
メディカルパーク今池	名古屋市千種区今池1-8-8 今池ガスビル2階	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
名古屋市医師会 健診センター	名古屋市東区葵1-18-14	(052)937-8425	○	○	○
愛知健康増進財団	名古屋市北区清水1-18-4	(052)951-3919	○	○	○
名駅前診療所 保健医療センター	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル2階	(052)581-8406	○	/	○
名古屋公衆医学研究所 集団検診センター	名古屋市中村区長茂町4-23	(052)412-3111	○	○	○
名古屋ステーションクリニック	名古屋市中村区名駅4-6-17 名古屋ビルディング8階	(052)551-6663	○	○	○
名古屋東栄クリニック	名古屋市中区栄2-11-25	(052)201-1111	○	/	○
スカイル内科 スカイル健康管理センター	名古屋市中区栄3-4-5 栄(スカイル)ビル11階	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
エルズメディアケア名古屋 (女性専用)	名古屋市中区栄2-1-1 日土地名古屋ビル3F	(052)737-6500	○	/	○
名古屋臨床検査センター	名古屋市昭和区滝子町3-2	(052)871-2726	○	/	○
メドック健康クリニック	名古屋市昭和区安田通4-3	(052)752-1125	○	/	○
臨港病院健康管理センター	名古屋市港区名港2-9-43	(052)659-2221	○	/	○
守山内科 守山健康管理センター	名古屋市守山区新守山901番地	(052)734-2200 順秀会予約専用	○	○	○
さくら医院	名古屋市緑区鳴子町3丁目49-23	(052)892-0200	○	○	○
さとう乳腺内科 健診クリニック	名古屋市名東区一社2丁目8 オオター社ビル3F	(052)702-1480	○	○	○
岡崎市医師会 はるさき健診センター	岡崎市針崎町字春咲1-3	(0564)52-1570	○	○	○
山下病院健診センター	一宮市中町1-3-5	(0586)46-1520	○	/	○
一宮西病院健診センター	一宮市開明字平1	(0586)48-0088	○	○	○
瀬戸健康管理センター	瀬戸市共栄通1-48	(0561)82-6194	○	/	○
あいち健康クリニック	津島市藤里町2-5	(0567)26-7328	○	/	○
半田市医師会 健康管理センター	半田市神田町1-1	(0569)27-7887	○	○	○
豊田地域医療センター	豊田市西山町3-30-1	(0565)34-3003	○	/	○
西尾市医師会 健康管理センター	西尾市熊味町小松島32 西尾市保健センター3F	(0563)57-1451	NPOあいち で対応	/	○
日進おりど病院 予防医学推進・研究センター	日進市折戸町西田面110	(0561)73-3030	○	○	○
中京サテライトクリニック	豊明市沓掛町石畑180-1	(0562)93-8222	○	○	○
豊橋市民病院 予防医療センター	豊橋市青竹町字八間西50	(0532)33-6271	/	/	○

(注1)「○」が実施している医療機関です。ご希望の医療機関に直接予約してください。

(注2) 医療機関に予約する時、「名食国保の助成」を使う旨を必ずお伝えください。

(注3) 受信日において、資格喪失した場合は受診できません。

使いましょう！ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは…

新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に製造・販売される後発医薬品のことです。同じ有効成分、同等の効能・効果をもちながら、新薬より少ないコストで研究・開発できるため、価格が安くなっています。

でで最高の割合となりまして。ご自身の医療費を削減するために、是非、「ジェネリック医薬品」を使用しましょう。

本年一月診療月におけるジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）は、八四・一五％（前年一月は八三・三七％）となり、今

用することにより、**三百円以上医療費負担が安くなる**方には、組合からハガキでお知らせしています。
②お知らせの内容は、「別掲」のとおりです。

個人事業所から法人事業所へ 組織替えを考えている方へ ご相談ください

事業形態を「個人」から「法人」に変更しますと、食品国保の被保険者ではいられなくなります。

法人化しますと、「健康保険適用除外の承認」を「協会けんぽ」で受けられないことは、当食品国保組合の組合員資格がなくなります。

引き続き当組合の資格を持ち続けるために、是非、食品国保組合（ご）一報、ご相談ください。

また、和菓子屋さん、ケーキ屋さんなど食品の製造・販売業の場合は、個人経営であっても、従業員が

(別掲)

令和06年01月に支払われた下記薬剤の自己負担相当額に関しまして、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合、少なくとも 1,637 円以上安くなる可能性があります。ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に同一成分（同一効能・効果）を持つ安価な後発医薬品のことです。
受診者氏名：  様

処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
医薬品名称	自己負担相当額	
 錠 20mg	1,128	835～
 錠 5mg	1,206	441～
 錠 10mg	690	361～
合計	3,024	1,637～

- *1 お薬に掛かった金額のみ表示しております。実際の窓口支払金額には、技術料・管理料等の別費用が含まれております。
 - *2 通知書発行時点で、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をご紹介します。但し、ジェネリック医薬品は複数存在していますので、金額にも幅があります。
 - *3 表示されている医薬品は、ジェネリック医薬品が存在し、且つ対象疾患や削減効果などで絞り込みを行っておりますので、服用中の全医薬品が表示されるものではありません。
 - *4 ジェネリック医薬品への変更方法
ご担当の医師・薬剤師にお薬の内容（適応、効能や効果、副作用など）をお問い合わせのうえ、「ジェネリック医薬品への切り替えを希望します。」とお伝え願います。
- <問い合わせ先> 差額通知コールセンター 電話番号 0120-530-006
営業時間 平日（月～金）の午前9時から午後5時（土日祝日年末年始は休業）

五人以上になりますと、同じく、「健康保険適用除外の承認」を受けないと、資格がなくなります。

食品国保から「協会けんぽ」にかわりますと、事業主は従業員の医療に係る保険料の2分の1を負担しな

負担が相当重くなります。その

! マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナンバーターミナル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらってもできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



保険者ウェブサイト

△ご注意ください！

今年12月2日から

現行の保険証は

発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は、有効期限まで使用可能です。

(令和6年4月時点)

とって
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

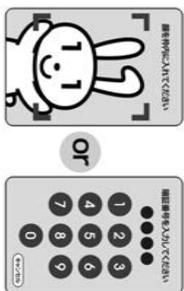


カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

<p>同意の確認 利用について必ず</p> <p>同意する</p>	<p>(4) 同意の上で診療・服薬・健診情報の利用について必ず</p> <p>同意する</p>
--	--

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※医療機関等を受診する際には、必ずマイナンバーカードを携帯し、提示をお願いします。